

地方分権改革の推進に関する意見書

地方分権改革推進法では、「地方分権改革の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととされており、地方分権改革推進委員会では、2008年12月8日の第2次勧告に続き昨年10月第3次勧告が行われたところである。

こうした勧告を受け、国においては組織機構改革による公務員の削減をはじめ、本市においては、国道156号の移譲計画が検討されているが、地方においては、交付税の大幅な削減や社会保障関係経費の増大、さらには世界的な経済不況の中で、地方財政は危機的な状況におかれている。

特に中山間地にとっては、住民の安心・安全な生活を直接支えている国道や地方道の整備や河川整備は喫緊の課題であり、国、県等の協力なくして事業を進めることが困難な状況である。

このため、地方分権改革の推進にあつたては、新政権の主要施策である地域主権実現のため地方の実情を勘案した組織改革、ならびに地方への財源移譲となるよう、地方自治体の意向を最大限尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

行政改革担当大臣

地方分権改革推進委員会委員長